

# 令和8年度 兵庫県会計年度任用職員（東播磨県民局県民躍動室） 【消費者教育推進員】採用選考案内

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 受付期間 | 令和8年2月3日（火）～令和8年2月12日（木） [必着] |
| 試験日  | 令和8年2月26日（木）又は2月27日（金）の指定する1日 |
| 任用期間 | 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）      |
| 勤務場所 | 東播磨県民局県民躍動室県民課（消費者センター）       |

## 1 募集職種、採用予定人員等

| 職 名          | 採用予定<br>人員 | 主な職務内容                                                                                                               | 勤務形態                        |
|--------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 消費者教育<br>推進員 | 1名         | ・ 学校、団体等への出前講座の実施<br>（自らが講師となることを含む）<br>・ 消費者セミナー等の企画・実施<br>・ 啓発記事や啓発パネル等消費者教育・啓発<br>資料等の作成<br>・ その他の消費者教育、啓発等に関すること | 週29時間<br>（原則7時間15分<br>×週4日） |

## 2 受験資格

消費者問題に関する知識と職務を遂行する熱意を有し、採用予定日現在、下記(1)の要件に該当すること。なお、(2)に記載する資格、または講師経験を有することが望ましい。

### (1) 要件

- ア 令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- イ 任用の日に兵庫県加古川総合庁舎に勤務可能な方
- ウ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
  - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (イ) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- オ Word、Excel等のパソコン操作ができる方

### (2) 資格

- ア 消費生活相談員
- イ 消費生活専門相談員
- ウ 消費生活アドバイザー
- エ 消費生活コンサルタント

## 3 選考方法

### (1) 選考方法

所定の応募書類及び面接試験による選考

### (2) 日時

令和8年2月26日（木）又は2月27日（金）の指定する1日

### (3) 場所

兵庫県加古川総合庁舎（〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1）

## 4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類(写真貼付)を提出してください。

封筒の表に「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きしてください。

なお、応募書類は、A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

### 【申込先】

兵庫県東播磨県民局 県民躍動室 県民課（加古川総合庁舎 2 階）

※郵送の場合の送付先住所 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

※申込者には、試験日時・会場を令和 8 年 2 月 19 日（木）までに書面で連絡します。

2 月 19 日（木）を過ぎても連絡がない場合は、問い合わせ先に電話で照会してください。

〔問い合わせ先〕県民課 TEL：079-421-9093

## 5 合格発表

3 月上旬に文書により結果を通知します。

## 6 採用予定時期

採用日は原則として令和 8 年 4 月 1 日（水）です。

## 7 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）です。

（勤務実績に基づく能力実証等により、4 回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

## 8 勤務条件等

### (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 161,400 円～183,500 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

### (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

### (3) 期末・勤勉手当

年間計 4.65 月（6 月期 2.325 月、12 月期 2.325 月（在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり））

※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

### (4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します（支給限度額の設定あり）。

### (5) 勤務時間

週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）

### (6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給・週 3 日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和２年４月１日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
  - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
  - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
  - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。